

令和6年度 公文書開示状況（令和6年7月決定分）

福祉局

表の見方

＜決定区分＞について

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

＜（根拠規定）条例7条＞について

- ・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。
- ・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。

- 7条1号 法令秘情報
- 7条2号 個人情報
- 7条3号 事業活動情報
- 7条4号 犯罪の予防・捜査等情報
- 7条5号 審議、検討又は協議に関する情報
- 7条6号 行政運営情報
- 7条7号 任意提供情報
- 7条8号 特定個人情報
- 7条9号 死者の個人番号

＜公文書の件名＞について

- ・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

＜公文書の総枚数＞について

- ・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R6. 5. 2	R6. 7. 1	令和5年度東京都若年被害女性支援事業の補助事業者5団体が提出した実施要綱第5条（1）に規定する一切の活動記録。返却した場合は記録の写し及び提出・返却の日時がわかる文書。					1												福祉局子供・子育て支援部育成支援課
2	R6. 5. 13	R6. 7. 5	施設〇〇に係る、交付決定及び額の確定のために〇〇市から東京都に提出された申請書類一式	706		1							1						（7条4号） 偽造等による犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため 犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	福祉局高齢者施策推進部施設支援課
3	R6. 5. 13	R6. 7. 5	（1）令和5年度東京都介護施設等の施設開設準備経費等補助金交付申請書 （2）令和5年度東京都介護施設等の施設開設準備経費等補助金交付申請書	189		1						1	1		1				（7条3号）法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため。 （7条4号）偽造等による犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 （7条6号）行政運営情報であり、公開することにより事務に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局高齢者施策推進部施設支援課
4	R6. 5. 8	R6. 7. 5	(1)東京都が「それって、虐待かも？」と題するパンフレットを東京都内の小・中・高校に配布するため、作成した案件公示書、案件仕様書、契約約款、入札金額内訳書、契約書、落札経過調書又は見積合わせ当の契約の相手方を選定する過程がわかる資料、支出負担行為及び支払いに関する会計資料 (2)東京都が「東京OSEKKAI化計画」という名称のウェブサイトのページ（https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/osekkai/about/）を公開するため、作成した案件公示書、案件仕様書、契約約款、入札金額内訳書、契約書、落札経過調書又は見積合わせ当の契約の相手方を選定する過程がわかる資料、支出負担行為及び支払いに関する会計資料	424		1						1	1		1				・条例第7条第3号に該当 ・条例第7条第4号に該当 ・条例第7条第6号に該当	福祉局子供・子育て支援部家庭支援課
5	R6. 5. 7	R6. 7. 5	令和5年度東京都若年被害女性等支援事業に関して、各団体から提出された以下様式の文書（別紙含む）と、それらに関わる決裁書第3号様式～第8号様式 また概算払、精算、支払に関わる決裁書、および関連する文書（支出命令書・調定額通知書等含む）	226		1					1	1	1		1				・条例第7条第2号に該当 ・条例第7条第3号に該当 ・条例第7条第4号に該当 ・条例第7条第6号に該当	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
6	R6. 5. 6	R6. 7. 5	令和5年度ひとり親家庭等在宅就業推進事業委託に関する一切の文書。以下を含む。 ・予算要求、予定価格算定、団体選定、契約手続きの文書 ・契約図書 ・受託者との間で交付、取得した文書 ・都内で検討、決済等のため作成した文書 ・検査・精算に関する文書	228		1					1	1	1		1				・条例第7条第2号に該当 ・条例第7条第3号に該当 ・条例第7条第4号に該当 ・条例第7条第6号に該当	福祉局子供・子育て支援部育成支援課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
7	R6. 5. 8	R6. 7. 5	令和５年度東京都若年被害女性支援事業の補助事業者５団体が提出した実施要綱第５条（１）に規定する一切の活動記録。返却した場合は記録の写し及び提出・返却の日時がわかる文書。	16		1					1	1	1		1				・ 条例第 7 条第 2 号に該当 ・ 条例第 7 条第 3 号に該当 ・ 条例第 7 条第 4 号に該当 ・ 条例第 7 条第 6 号に該当	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
8	R6. 5. 9	R6. 7. 8	令和５年度東京都若年被害女性支援事業の補助事業者５団体が提出した実施要綱第５条（１）に規定する一切の活動記録。返却した場合は記録の写し及び提出・返却の日時がわかる文書。	13		1					1	1	1		1				・ 条例第 7 条第 2 号に該当 ・ 条例第 7 条第 3 号に該当 ・ 条例第 7 条第 4 号に該当 ・ 条例第 7 条第 6 号に該当	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
9	R6. 5. 29	R6. 7. 9	老人福祉施設整備費補助金精算書	64	1															福祉局高齢者施策推進部施設支援課
10	R6. 7. 1	R6. 7. 12	住宅扶助特別基準の支給実態がわかる文章全て					1											作成及び取得していないため	福祉局生活福祉部保護課
11	R6. 7. 1	R6. 7. 12	運用事例集（問 6－55） 特別基準額（１． ３～１． ８倍額）の適用 平成27年 4 月14日付社援発0414第 9 号厚生労働省社会・援護局長通知	6	1															福祉局生活福祉部保護課
12	R6. 5. 13	R6. 7. 12	令和５年度東京都若年被害女性支援事業の補助事業者５団体が提出した通年の実施状況報告書及び実施要綱第５条（１）に規定する一切の活動記録。返却した場合は記録の写し及び提出・返却の日時がわかる文書。	28		1					1	1	1		1				・ 条例第 7 条第 2 号に該当 ・ 条例第 7 条第 3 号に該当 ・ 条例第 7 条第 4 号に該当 ・ 条例第 7 条第 6 号に該当	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
13	R6. 5. 16	R6. 7. 12	令和５年度東京都若年被害女性支援事業の補助事業者５団体が提出した通年の実施状況報告書及び実施要綱第５条（１）に規定する一切の活動記録。返却した場合は記録の写し及び提出・返却の日時がわかる文書。	13		1					1	1	1		1				・ 条例第 7 条第 2 号に該当 ・ 条例第 7 条第 3 号に該当 ・ 条例第 7 条第 4 号に該当 ・ 条例第 7 条第 6 号に該当	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
14	R6. 5. 16	R6. 7. 12	令和５年度東京都若年被害女性等支援事業において、令和 6 年 1 月29日以降東京都が発行、取得した全ての文書。	352		1					1	1	1		1				・ 条例第 7 条第 2 号に該当 ・ 条例第 7 条第 3 号に該当 ・ 条例第 7 条第 4 号に該当 ・ 条例第 7 条第 6 号に該当	福祉局子供・子育て支援部育成支援課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
15	R6. 5. 17	R6. 7. 16	令和３～４年度 東京都ひとり親支援センター事業について ・領収書など経費精算の根拠となる資料 ・予定価格、予定価格算定資料、積算や見積もり関連資料、見積経過調書の類 ※５福祉企第691号にて開示されている資料は除く	8		1					1	1	1		1				・ 条例第 7 条第 2 号に該当 ・ 条例第 7 条第 3 号に該当 ・ 条例第 7 条第 4 号に該当 ・ 条例第 7 条第 6 号に該当	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
16	R6. 5. 17	R6. 7. 16	令和５年度 東京都ひとり親支援センター事業について ・委託事業者選定に関して東京都が取得または作成した関連記録のすべて(稟議書や議事録、決定書、仕様書、業務受託事業者応募要領、事業実施要綱の類) ・予定価格、予定価格算定資料、積算や見積もり関連資料、見積経過調書の類	105		1							1						・ 条例第 7 条第 4 号に該当	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
17	R6. 5. 17	R6. 7. 16	令和５年度 東京都ひとり親支援センター事業について ・受託者と東京都の間でやり取りがされた存在する関連記録、東京都が作成や取得した関連記録のすべて(委託契約書、事業計画書、事業計画承認通知、実施状況報告書、精算書、請求書、支払命令書、事業完了届、契約変更協議/承諾書、計画変更届、領収書など経費精算の根拠となる資料、決裁書(各書類全般)、やりとりに使用したメール)	759	1															福祉局子供・子育て支援部育成支援課
18	R6. 5. 17	R6. 7. 16	令和６年度 東京都ひとり親支援センター事業について ・委託事業者選定に関して東京都が取得または作成した関連記録のすべて(稟議書や議事録、決定書、仕様書、業務受託事業者応募要領、事業実施要綱の類) ・予定価格、予定価格算定資料、積算や見積もり関連資料、見積経過調書の類	371		1					1	1	1						・ 条例第 7 条第 2 号に該当 ・ 条例第 7 条第 3 号に該当 ・ 条例第 7 条第 4 号に該当	福祉局子供・子育て支援部企画課
19	R6. 5. 15	R6. 7. 17	生活保護法等施行事務に係る指導検査関連資料（令和２年度分から令和４年度分まで）	317	1															福祉局生活福祉部保護課
20	R6. 5. 15	R6. 7. 17	生活保護法等施行事務に係る指導検査関連資料（令和２年度分から令和４年度分まで）	243		1					1		1		1				（ 7 条 2 号）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため （ 7 条 2 号）担当職員の資格等が記載されており、これらは、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため （ 7 条 4 号）保護金品の管理方法について記載されており、公にすることで、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため （ 7 条 6 号）公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため	福祉局生活福祉部保護課
21	R6. 6. 26	R6. 7. 17	令和２年 1 月 17 日付（ 1 月 17 日收受）介護老人保健施設管理者変更承認申請書	13		1					1	1	1						条例第 7 条第 2 号に定める事由に該当。個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 条例第 7 条第 3 号に定める事由に該当。法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため。 条例第 7 条第 4 号に定める事由に該当。偽造等による犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局高齢者施策推進部施設支援課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
22	R6. 5. 27	R6. 7. 23	・ 3 福保指二第424号「認可保育所に対する特別指導検査及び認証保育所に対する特別立入調査の実施について（〇〇）」 ・ 4 福保指二第65号「認可保育所に対する特別指導検査及び認証保育所に対する特別立入調査の結果について（〇〇）」 ・ 4 福保指二第155号「認可保育所実地検査結果通知に対する改善状況報告について（〇〇）」 ・ 改善中事項の改善報告について（認可）（〇〇）	238		1						1	1	1		1			（7条2号） 特定の個人に関する情報であり、公にすることで、特定の個人を識別される可能性があるため。 （7条3号） 法人内部の具体的な業務等又は経営方針・人事等に関する情報であり、公にすることで法人の競争上・その他社会的地位が損なわれるため。 （7条4号） 印影であり、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 （7条6号） 都が行う検査事務に関する一般に公にされていない情報であり、公にすることにより検査手法や検査時の着眼点等が推し量られ、今後の検査対策に利用されるおそれがあり、今後の検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすため。	福祉局指導監査部指導第二課
23	R6. 7. 11	R6. 7. 24	東京都内の「居宅介護支援事業所の一覧」	120	1															福祉局高齢者施策推進部介護保険課
24	R5. 12. 14	R6. 7. 29	所長会資料 都ブロック会議資料 生活保護通信 生活保護関連通知					1											現に保有していないため	福祉局生活福祉部保護課
25	R6. 7. 17	R6. 7. 31	・ 令和 6 年 6 月24日付都知事の行政視察について（取材案内） ・ 視察対応者の各旅費請求内訳書	20		1						1							（条例7条2号）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）と認められるものであるため	福祉局高齢者施策推進部企画課

※ 開示請求者の希望等により、上記に掲載していないものが3件あります。